

(3) 宮津湾流域下水道

宮津湾流域下水道は、日本三景の一つである特別名勝天橋立を擁する宮津湾の周辺地域の1市1町を対象とし、昭和59年度から事業に着手し、平成5年3月から一部供用開始をしている。

この地域は、観光客が年間200万人におよぶ京都府北部の観光拠点となっているが、下水道が整備されていないため、阿蘇海とこれに流入する野田川などにおいて水質汚濁が進行していた。

このため、丹後天橋立大江山国定公園に指定されている宮津湾沿岸部の自然環境の保護・保全を図ることも目的として計画された流域下水道である。

区 分	全 体 計 画		令 和 元 年 度 末 現 状	
関 係 市 町	宮津市、与謝野町		宮津市、与謝野町	
処 理 面 積	1,403ha 宮津市 503ha 与謝野町 900ha		1,271ha 宮津市 473ha 与謝野町 798ha	
処 理 人 口	28,900 人 宮津市 11,700 人 与謝野町 17,200 人		32,641 人 (98.6%) (33,103) 宮津市 12,695 人 (98.2%) (12,923) 与謝野町 19,946 人 (98.8%) (20,180)	
排 除 方 法	分 流 式			
処 理 方 法	標準活性汚泥法			
処 理 能 力 水 量	20,000m <sup>3</sup> /日		15,000m <sup>3</sup> /日	
管 路 施 設	宮津幹線 11.5km 岩滝第1幹線 4.8km 岩滝第2幹線 0.6km 加悦谷第1幹線 9.0km 加悦谷第2幹線 5.2km 計 31.1km 中継ポンプ場 5箇所 マンホールポンプ 2箇所		宮津幹線 11.5km 岩滝第1幹線 4.8km 岩滝第2幹線 0.6km 加悦谷第1幹線 9.0km 加悦谷第2幹線 5.2km 計 31.1km 中継ポンプ場 5箇所 マンホールポンプ 2箇所	
都 市 計 画 決 定	当初 昭和 59 年 12 月 14 日	最終変更	平成 12 年 2 月 18 日	
都 市 計 画 法 事 業 認 可	当初 昭和 60 年 3 月 8 日	最終変更	平成 28 年 3 月 17 日	
下 水 道 法 事 業 認 可	当初 昭和 60 年 2 月 20 日	最終変更	平成 30 年 11 月 14 日	

経 過

年 月 日	事 項	
昭和 59 年 12 月 14 日 昭和 60 年 2 月 20 日 昭和 60 年 3 月 8 日	当 初 都 市 計 画 決 定 下 水 道 法 事 業 認 可 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 処理区域面積 1,257ha</li> <li>├ 計画処理水量 40,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>├ 計画処理人口 59,400 人</li> <li>└ 幹線管渠延長 29,300m</li> </ul>
昭和 61 年 1 月 昭和 63 年 6 月 平成元 年 3 月 29 日 平成元 年 10 月 平成 2 年 3 月 20 日	宮津湾幹線工事着手 浄化センター建設工事着手 第 1 回変更 下水道法事業認可 獅子崎中継ポンプ建設工事着手 第 1 回変更 都 市 計 画 決 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 処理区域面積 1,257ha</li> <li>├ 計画処理水量 40,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>├ 計画処理人口 59,400 人</li> <li>└ 幹線管渠延長 28,800m</li> </ul>
平成 2 年 11 月 平成 3 年 2 月 1 日 平成 4 年 1 月 21 日	鶴賀中継ポンプ場建設工事着手 第 2 回変更 都 市 計 画 決 定 第 1 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 処理区域面積 1,257ha</li> <li>├ 計画処理水量 40,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>├ 計画処理人口 59,400 人</li> <li>└ 線管渠延長 28,600m</li> </ul>
平成 4 年 3 月 平成 4 年 4 月 17 日	須津中継ポンプ場建設工事着手 第 3 回変更 都 市 計 画 決 定	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 処理区域面積 1,322ha</li> <li>├ 計画処理水量 40,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>├ 計画処理人口 61,450 人</li> <li>└ 幹線管渠延長 28,600m</li> </ul>
平成 4 年 12 月 8 日 平成 5 年 3 月 31 日 平成 5 年 12 月 平成 6 年 3 月 平成 6 年 10 月 4 日 平成 7 年 3 月 31 日 平成 8 年 3 月 31 日 平成 9 年 3 月 24 日 平成 9 年 5 月 2 日 平成 9 年 11 月 19 日 平成 10 年 10 月 29 日 平成 12 年 2 月 18 日 平成 12 年 7 月 14 日	岩滝第 1 幹線及び加悦谷第 1 幹線工事着手 浄化センター、獅子崎中継ポンプ場及び鶴賀中継ポンプ場供用開始 四辻中継ポンプ場建設工事着手 堂谷中継ポンプ場工事着手 第 2 回変更 下水道法事業認可 須津中継ポンプ場供用開始 堂谷中継ポンプ場及び四辻中継ポンプ場供用開始 第 3 回変更 下水道法事業認可 第 2 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可 岩滝第 2 幹線の管渠工事に着手 加悦谷第 2 幹線の管渠工事に着手 第 4 回変更 都 市 計 画 決 定 第 3 回変更 都 市 計 画 法 事 業 認 可	<ul style="list-style-type: none"> <li>┌ 処理区域面積 1,322ha</li> <li>├ 計画処理水量 40,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>├ 計画処理人口 51,540 人</li> <li>└ 幹線管渠延長 31,100m</li> </ul>
平成 12 年 7 月 14 日	第 4 回変更 下水道法事業認可	

年 月 日	事 項	
平成 14 年 3 月 31 日 平成 14 年 3 月 31 日	機械式汚泥濃縮設備（機電）完成 石川、明石マンホールポンプ完成	
平成 15 年 2 月 26 日 平成 15 年 3 月 31 日	第 5 回変更 下水道法事業認可 第 4 回変更 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 1,544ha</li> <li>— 計画処理水量 35,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 45,800 人</li> <li>— 幹線管渠延長 31,100m</li> </ul>
平成 21 年 2 月 25 日 平成 21 年 3 月 19 日	第 6 回変更 下水道法事業認可 第 5 回変更 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 1,544ha</li> <li>— 計画処理水量 22,800m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 36,900 人</li> <li>— 幹線管渠延長 31,100m</li> </ul>
平成 26 年 2 月 18 日	第 7 回変更 下水道法事業計画変更	
平成 27 年 11 月 16 日 平成 28 年 3 月 17 日	第 8 回変更 下水道法事業計画策定 第 6 回変更 都市計画法事業認可	<ul style="list-style-type: none"> <li>— 処理区域面積 1,403ha</li> <li>— 計画処理水量 20,000m<sup>3</sup> / 日</li> <li>— 計画処理人口 28,900 人</li> <li>— 幹線管渠延長 31,100m</li> </ul>
平成 30 年 11 月 14 日	第 9 回変更 下水道法事業計画変更	

